

不法投棄は犯罪です

決められた処分方法に従わず、ごみや廃棄物などを道路や山林、河川、海岸などに捨てる不法投棄は、法律で禁止されています。市でも、市内の道路沿いに大量投棄されるという事例が起きています。このような行為は、違法ですので絶対にやめましょう。

▶不法投棄者には懲役もしくは罰金が科せられます!

不法投棄者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。

▶土地の所有者・管理者の皆さんへ

不法投棄物の処理責任は投棄者にありますが、投棄者不明の場合は土地の所有者や管理者の責任となりますので、日頃から次のことに努め、不法投棄を防止しましょう。

- ・土地に立ち入れないように柵やロープを設置する。
- ・不法投棄禁止などの看板を設置する。
- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを定期的実施する。
- ・定期的な見回りを実施する。

▶不法投棄を発見した場合

不法投棄を見かけた人は、警察や県央保健所、市環境保全課まで連絡してください。

- 大村警察署 ☎54・0110
- 県央保健所 ☎26・3305
- 環境保全課(内線143)

廃パソコンはリサイクル

ご家庭で不要になったパソコンは、メーカーが回収しリサイクルします。各メーカーの受付窓口へご連絡ください。

※「PCリサイクルマーク」がついたパソコン

は、料金はかかりません。

※自作のパソコンなど回収メーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進協会」が有償で回収しリサイクルします。



- パソコン3R推進協会 ☎03・5282・7685
- ☎ www.pc3r.jp

野焼きはやめましょう

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されており、地面での直接焼却だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・家庭用焼却炉での焼却も禁止されています。

▶焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- ・災害の予防、応急対応、復旧のために必要なもの。
- ・風俗習慣上、宗教上の行事のために必要なもの。
- ・農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの。
- ・日常生活でのたき火程度の軽微なもの。

※焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却でも、必要最小限にとどめ、風向きや強さ、時間帯などに注意し、周囲に迷惑がかからないよう十分配慮してください。

トレイ・パックを店舗でも回収しています

家庭から出される資源物の回収率向上のため、市内のスーパー6店舗のご協力により「白色以外のトレイ」「卵パック・豆腐パック」の回収ボックスを設置していますので、ご利用ください。

▶回収ボックス設置店舗…イオン大村ショッピングセンター、エレナ(大村中央店・竹松店)、かとりストア、マックスバリュ(大村諏訪店・空港通り店)

※設置している回収ボックスの数や種類が店舗によって異なりますので、お間違いないようご注意ください。また、トレイなどはきれいに洗い、乾かしてから入れてください。

家電4品目は適正に廃棄を

家電を廃棄する場合は、適正なリサイクルにご協力ください。

▶対象家電



テレビ



エアコン



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫

▶適正なリサイクル

リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

- ①買い替えて古い家電を廃棄する場合▶新しい家電の購入店に引き取りを依頼する。
- ②古い家電の廃棄のみの場合▶購入した店舗に引き取りを依頼する。
- ③購入した店舗が不明の場合▶市内の大型家電販売店や引き取り可能な家電販売店に依頼する。

※違法な不用品回収業者による料金トラブルが全国的に発生しています。ご注意ください。

もったいない抽選会

環境センターへ廃棄物として搬入された物の中から、使えそうなものを抽選で提供します。なお、環境センターに持ち込めない家電4品目やパソコン、自転車の出品はありません。

日時 12月19日(日)、
【受付】9:40~10:20
【抽選会】10:30~11:30

場所 環境センター 定員 市内在住80人(先着順)
※検温など、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施します。

申込 電話・Eメール(参加者全員の氏名・住所・電話番号)

申込期間 12月1日(水)~9日(木)

※当選品は配送しません。お持ち帰りください。

●環境保全課(内線143)

✉ kankyout@city.omura.nagasaki.jp